

○御殿場市建設関連業務最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の請負契約に係る競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び御殿場市財務規則（平成7年御殿場市規則第20号。）第42条第1項（御殿場市財務規則第45条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする制度（以下「最低制限価格制度」という。）の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、予定価格が500万円以上の建設関連業務とする。ただし、予定価格が500万円未満の建設関連業務であっても、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書及び仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額が消費税及び地方消費税に相当する額を除いた予定価格（以下「入札書比較価格」という。）に10分の8.1を乗じて得た額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を超える場合にあつては、入札書比較価格に10分の8.1を乗じて得た額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）に満たない場合にあつては、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いる場合を除く。）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

エ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いる場合を除く。）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別な業務等で、前項の算定方法により難しいものについては、契約ごとに入札書比較価格に 10 分の 6（地質調査業務にあつては 3 分の 2）から 10 分の 8.1 まで（測量業務にあつては 10 分の 8.2 まで、地質調査業務にあつては 10 分の 8.5 まで）の範囲内の割合を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とすることができる。

3 第 1 項の規定により算定した合計額、入札書比較価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額（測量業務にあつては 10 分の 8.2、地質調査業務にあつては 10 分の 8.5）、入札書比較価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（地質調査業務にあつては 3 分の 2）及び前項の規定により算定した入札書比較価格に 10 分の 6（地質調査業務にあつては 3 分の 2）から 10 分の 8.1 まで（測量業務にあつては 10 分の 8.2 まで、地質調査業務にあつては 10 分の 8.5 まで）の範囲の割合を乗じて得た額は 1 万円単位とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。

4 当該業務の特殊性が著しく顕著で、第1項から第3項までの規定により難しい場合においては、最低制限価格を設定しないことができる。

(対象業者への周知)

第４条　市長は、最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、入札公告又は指名通知書に政令第１６７条の１０第２項の適用がある旨を明示するとともに、入札参加者に周知するものとする。

(開札処理)

第 5 条 市長は、開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定により落札者とし、旨を通知するものとする。

2 前項の場合で、予定価格の制限範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者に対して、落札者となった旨を通知するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

1 この訓令甲は、令和6年12月1日から施行する。

2 この訓令甲による改正後の規定は、令和6年12月1日以降に公告及び指名通知を行う業務委託契約に適用する。